

東浦町議会災害対策会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に東浦町議会が東浦町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、迅速かつ適切な行動をもって、被害の拡大防止及び復旧に寄与するとともに、非常時においても議決機関としての機能を維持することを目的とする。

(対策会議の設置)

第2条 東浦町議会議長（以下「議長」という。）は、災害により東浦町が第3非常配備を指令した場合又は第2非常配備の指令があり、議会として災害対応、協議、調整等を行う必要があると判断した場合に、東浦町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することができる。

(対策会議の構成)

第3条 対策会議は、全議員をもって構成する。ただし、災害の規模等によっては議長及び副議長をもって初動態勢をとる。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長以外の議員は、議長の命を受け、対策会議の事務に従事する。

(対策会議の所掌事務)

第4条 対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 町対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。

(3) 議員から災害情報を収集・整理し、町対策本部に情報提供又は要請すること。

(4) 国及び県並びに関係機関等に対し、要望を行うこと。

(5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対策会議の招集)

第5条 対策会議の会議は、議長が招集する。

2 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長が招集する。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自らの安否及び居所又は連絡先を報告し、連絡体制を確立するよう努めること。

(2) 被災者からの相談対応に努めること。

(3) 被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて対策会議に報告するよう努めること。

(4) 対策会議から情報提供を受け、地域の防災活動に資するよう努めること。

(5) その他対策会議の決定に基づき行動するよう努めること。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町対策本部等からの情報収集に努めるとともに、対策会議に情報提供する。

(2) 対策会議の事務を補助する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。